

入 札 公 告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和８年７月１３日

宮城県大崎広域水道事務所長

１ 入札に付する事項

- (1) 業務番号 令和８年度大広水原０３００８－B01号
- 業 務 名 大崎広水・仙北工水 大滝川水管橋外定期点検業務委託
- (2) 業務場所 加美郡加美町字鹿原下北村地内外
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和９年１月２９日まで
- (4) 業務概要 水管橋定期点検 一式
大滝川水管橋（上水・工水）
吉田水管橋（上水）
涌谷橋添架水管橋（上水）
綱木橋添架水管橋（上水）
初原水管橋（上水）
上の原水管橋（上水）
田尻川水管橋（上水）
御殿森添架水管橋（上水）
- (5) 支払条件 前払 有
- (6) 予定価格 １４，９７４，０００円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (7) 契約保証金 契約金額の１０分の１以上の額
- (8) 入札方式 条件付一般競争入札（電子入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）
- (9) 落札方式 総合評価落札方式（簡易型（実施方針型））

２ 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

宮城県から建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（昭和６１年宮城県告示第１２４３号。以下「参加資格規程」という。）に基づく令和８・９年度の参加資格の承認を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。ただし、配置管理技術者の資格及び担当業務数に関する条件の「担当業務数」については、この業務の契約締結から業務の履行が完了し、発注者が完了届を受理するまでの間とする。

参加資格の承認を受けている業種（部門）及び等級
建設コンサルタント（鋼構造及びコンクリート）Ａ等級であり、かつ、建設コンサルタント（上水道及び工業用水道）Ａ等級であること。
年間平均営業実績額に関する条件
参加資格の承認を受けている業種が「建設コンサルタント」の、直前２営業年における年間平均営業実績額が、１第６号に示す予定価格に消費税及び地方消費税を加えた額を上回っていること。 なお、「直前２営業年における年間平均営業実績額」は、参加資格規程に基づく令和８・９年度の参加資格の承認者名簿に記載されている、入札参加希望者の承認業種に対応する「年間平均営業実績高（直前２営業年）」欄の額とする。
事業所の所在地に関する条件
宮城県内に本社（本店）又は上記「参加資格の承認を受けている業種（部門）及び等級」に対応する参加資格の承認を受けた営業所を有していること。
入札参加者の業務実績に関する条件
なし
配置管理技術者（管理補助技術者を配置する場合にあつては、管理補助技術者を含む。）に関する条件
(1) 資格について 以下のいずれかの資格を有し、直接雇用関係のある管理技術者を配置できること。 ア 技術士は総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）又は建設部門（鋼構造及びコンクリート） イ シビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）鋼構造及びコンクリート部門
(2) 担当業務数について 管理技術者としての担当業務数（管理補助技術者又は担当技術者としての担当業務を含む。）がこの業務を含めて１０件以下の管理技術者を配置できること。 ただし、管理技術者又は管理補助技術者としての担当業務が次のアからウのいずれかに該当する場合は、管理技術者としての担当業務数（管理補助技術者としての担当業務を含む。）がこの業務を含めて５件以下の管理技術者を配置できること。

ア 宮城県が発注した建設コンサルタント又は地質調査を含まない測量業務・補償コンサルタント業務・建築設計業務 イ 調査基準価格を下回る入札金額で落札した宮城県発注業務 ウ この業務の入札金額が調査基準価格を下回る場合 なお、契約額が１００万円以下又は随意契約により契約した業務は担当業務数から除く。 落札候補者になった場合において、他の業務を受注したこと又はこの業務の入札金額が調査基準価格を下回ったことにより、担当業務数の条件を満たさないこととなったときは、この業務を受注することができなくなるので、速やかに書面で申し出ること。 (3) 実績について なし	
配置照査技術者に関する条件	以下のいずれかの資格を有し、直接雇用関係のある技術者を配置できること。 (1) 技術士は総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）又は建設部門（鋼構造及びコンクリート） (2) シビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）鋼構造及びコンクリート部門
業務に対応できる資格を有する技術者の数に関する条件	なし
その他	(1) 宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（令和２年４月１日施行）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。 (2) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成２０年１１月１日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。 (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。（更生又は再生手続開始決定がなされた場合を除く。） (4) 銀行取引停止となっている者でないこと。 (5) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

3 入札担当班及び業務担当班

区 分	担 当 班	電話番号	住 所
入札担当班	宮城県大崎広域水道事務所 総務班	0229-67-6512	〒981-4354 加美郡加美町字麓山１－9
業務担当班	宮城県大崎広域水道事務所 工務班	0229-67-6514	

4 入札手続等

(1) 入札参加申請

電子入札システムにより、事前に入札公告の５に示す入札参加受付期間内に入札参加申請を行わなければならない。

(2) 設計図書等の閲覧及び貸出

当該業務に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。

ア 閲覧及び貸出の期間及び場所は、入札公告の５に示すとおりとする。

イ 設計図書等に対する質問について

（ア）設計図書等について質問がある場合は、電子入札システムにより所定の質問書に入力の上、提出するものとする。

（イ）質問書に対する回答書は、入札公告の５に示す期間及び場所で閲覧に供する。また、電子入札システムにおいても閲覧に供する。

(3) 入札方式並びに開札の日時及び場所等

電子入札システムによる入札とし、開札の日時及び場所は、入札公告の５に示すとおりとする。

(4) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするため必要がある者について行う。

5 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日	場 所 ・ 方 法
設計図書等の閲覧 及び貸出	令和８年 ７月１３日（月）から 令和８年 ７月２８日（火）まで	加美郡加美町字麓山１－9 宮城県大崎広域水道事務所 閲覧所
質問の受付	令和８年 ７月１３日（月）から 令和８年 ７月２１日（火）まで	電子入札システムへの入力による。

回答書の閲覧	令和8年 7月24日（金）から 令和8年 7月28日（火）まで	加美郡加美町字麓山1-9 宮城県大崎広域水道事務所 閲覧所及び電子入札システム
入札参加受付	令和8年 7月13日（月）から 令和8年 7月27日（月）まで	電子入札システムへの入力による。
入札書提出受付	令和8年 7月28日（火）から 令和8年 7月29日（水）まで	電子入札システムへの入力による。 （入札参加資格確認票、業務委託費内訳書、総合評価技術資料提出証明ファイルを添付）
総合評価技術資料提出受付	令和8年 7月13日（月）から 令和8年 7月29日（水）まで	総合評価支援システムの入力による。
開札	令和8年 7月30日（木） 午前10時から	加美郡加美町字麓山1-9 宮城県大崎広域水道事務所 2階 小会議室
入札結果の公表	落札決定した日の翌日	大崎市古川旭4丁目1番1号 大崎合同庁舎 県政情報コーナー及び入札情報サービスシステム
（注1） 上記の期間は、宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）に規定する県の休日を除く午前9時から午後5時まで（県政情報センター又は県政情報コーナーで行う手続き等にあつては、正午から午後1時までを除く。）とする。 （注2） 設計図書等とは、当該業務に係る仕様書、図面及び契約条項をいう。		

6 業務委託費内訳書提出

- （1）すべての入札者から、入札書の提出に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した業務委託費内訳書の提出を求める。
- （2）業務委託費内訳書の積算価格と入札書の入札金額は一致しなければならない。
- （3）業務委託費内訳書については、この入札公告が掲載された入札情報サービスシステムのこの業務の欄に添付されている業務委託費内訳書様式をダウンロードし、必要事項を入力し、電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付して提出すること。ダウンロードしたファイルの形式は変更しないこと。
- （4）提出される電子ファイルのデータは宮城県のデータベースに登録され、標準積算基準に対する宮城県の地域特性等を把握するために、統計処理する場合がある。

7 入札参加資格確認票の提出等

- （1）すべての入札者から、入札書の提出に際し、入札参加資格確認票（建設関連業務における条件付一般競争入札試行要領別記様式1から3まで）の提出を求める。
- （2）入札参加資格確認票については、必要事項を入力し、電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付して提出すること。
- （3）入札参加資格確認票の記載要領は次のとおりとし、入札公告の2の条件に該当する項目について記載する。
 - ア 本業務の該当部門の技術職員数について、別記様式1に記載する。
 - イ 配置管理技術者、管理補助技術者又は照査技術者（以下「配置技術者」という。）の資格及び手持ち業務について別記様式2及び3に記載する。ただし、照査技術者の手持ち業務については記載不要とする。
- （4）本業務の管理技術者は、病休、死亡、退職等の真にやむを得ない場合を除き、入札参加資格確認票に記載した管理技術者でなければならない。

また、管理技術者を業務実施中に変更できるのは、業務の主体部分がほぼ完了したと総括調査員が認めた場合、もしくはその他やむを得ない事情（病休、死亡、退職等の真にやむを得ない場合に限る。）があると総括調査員が判断した場合とする。

なお、変更する管理技術者は、原則として、本入札公告に示された管理技術者に係る全ての条件を満足する者を配置し、総括調査員の承諾を得るものとする。

8 資格審査時の提出書類等

入札執行者から開札後、入札参加資格確認票の記載内容に対応した書類の提出を求められた場合は、次の書類を電子入札システムにより電子ファイルとして添付して提出すること。

- （1）配置技術者の資格を証明する書類（資格者証等）の写し及び雇用関係を確認できる書類
- （2）配置技術者及び担当技術者の役割等を記載した「業務実施体制図」
- （3）その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類

9 総合評価項目及び落札者決定基準

総合評価落札方式における評価項目及び評価基準並びに落札者決定基準は宮城県建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引き3-1に示すとおりとする。

10 総合評価に必要な提出書類

- （1）総合評価落札方式における価格以外の評価に必要な書類（以下「総合評価技術資料」という。）の提出を求める。

- (2) 総合評価技術資料については、総合評価支援システムにより、宮城県建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きに基づいて必要事項を入力し、総合評価支援システムにより提出すること。
また、上記提出後、総合評価支援システムにより出力される総合評価技術資料提出証明ファイルを電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付して提出すること。
- (3) 落札候補者が決定した段階で、落札候補者から総合評価技術資料に記載した内容についての確認資料の提出を求める。
- (4) 総合評価技術資料は、入札参加の審査・評価以外に使用しない（当該総合評価技術資料を提出した入札参加者の承認を得た場合を除く。）。
- (5) 総合評価技術資料は返却しない。
- (6) 総合評価技術資料は公表しない（情報公開条例に基づく、行政文書開示請求による開示を除く。）。
- (7) 総合評価技術資料は、差し替え、再提出を認めない。
- (8) 総合評価技術資料の提出がないもの及び同資料に記載がないものの入札は無効とする。
- (9) 総合評価技術資料の記載内容が不明若しくは確認の必要があると認められる場合には、配置予定の技術者に対してヒヤリングを実施することがある。
- (10) 提出を求める総合評価技術資料の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (11) 宮城県建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きは入札情報サービスシステムで閲覧できる。

1 1 入札方法等

(1) 入札書の提出

- ア 入札書の提出期限及び提出先は、入札公告の5に示すとおりとする。
- イ 入札書は、電子入札システムにより提出期限までに到達しなければならない。
- ウ 持参、電報、ファクシミリ及びその他の電気通信（電子入札システムを除く。）による入札書の提出は認めない。
- エ 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- オ 既に提出した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。
- (2) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができる。ただし、電子入札を適用しない場合において、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない宮城県職員を立ち会わせて開札を行う。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、1回とする。

1 2 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、総合評価点の最も高いものを落札候補者とする。
- (2) 総合評価点の最も高いものが2人以上あるときは、入札価格が低いものを落札候補者とし、入札価格が同じ場合はくじ引きにより落札候補者を決定する。
- (3) 調査基準価格を下回る入札である場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。
- (4) 調査基準価格を下回る入札である落札候補者にあつては、履行能力確認調査を行い不適格と判断した場合は、落札者としなない。
- (5) 落札候補者が提出した総合評価技術資料の確認審査において不適格と判断した場合は、落札者としなない。
- (6) 総合評価結果は、入札結果等の公表要領に基づき公表する。

1 3 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について

この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。この場合において、業務の受注者は、次のとおり調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- (2) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- (3) (1)及び(2)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

1 4 評価内容の履行の確保

- (1) 総合評価技術資料で提出された内容は、その履行が確保できなかった場合、建設関連業務成績調書作成要領（平成18年4月1日施行）に基づき、建設関連業務の評価において減点する場合もある。
- (2) 総合評価技術資料の実施方針等によることが困難で業務費用が増加する場合にあつては、自然災害等の不可抗力

による場合を除き設計変更等は行わない。

1 5 契約保証金

- (1) 契約金額の10分の1以上の金額とする。
- (2) (1)以外の、契約保証金の取り扱いは、工事請負契約における契約保証に関する取扱要領（令和元年12月10日施行）を準用する。

1 6 契約書作成の要否 要

1 7 入札保証金 免除する。

1 8 その他

- (1) この入札の取り扱いは、財務規則のほか、建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号）及び宮城県企業局建設工事競争入札参加心得（平成15年4月1日施行）を準用する。
- (2) 入札公告の開始日から質問書に対する回答閲覧開始日までの期間内に、設計図書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札参加者は入札情報サービス及び閲覧図書等で設計図書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認のうえ、入札書を提出しなければならない。
- (3) 入札参加資格確認票様式等については、宮城県出納局契約課のホームページ又は入札情報サービスシステムからダウンロードできる。
- (4) 宮城県出納局契約課ホームページ（アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>）
- (5) 落札者は、この業務に係る契約を締結した後において、入札が財務規則第101条の4第1項第9号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を支払わなければならない。
- (6) 建設工事執行規則、宮城県企業局建設工事競争入札参加心得及び工事請負契約における契約保証に関する取扱要領については、宮城県出納局契約課のホームページ（アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>）及び入札情報サービスシステム（アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/system.html>）において閲覧することができる。
- (7) 電子入札システム・総合評価支援システム
（アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/system.html>）
- (8) この契約は、電子契約を選択することができるものとする。